

★ 発明通信社 新取り扱いサービス

名揺遷とはなにか？

サービスの特長や
導入メリットまでを特集。 2面

★ ブックステーション 2・3面

★ 御食国から物申す～連載 第八回～

サーチャー目線で打ち合わせの進め方を提言。 3面

★ 「スクール型パッケージセミナー」
はじめました 4面

発明

～はつめい
かわらばん～

KA

WA

RA

版

2018年(平成30年)7月2日

発行 株式会社発明通信社

<http://www.hatsumei.co.jp/>

東京 千代田区内神田 1-12-2 TEL03-5281-5511
 大阪 大阪市北区東天満 2-10-14 TEL06-6353-0324
 名古屋 刈谷市相生町 2-29-1 TEL0566-63-5588

発明コラム

トランプ大統領と中国 (知財の視点から)

日高東亜国際特許事務所
日高 賢治

世界があつげに取られた昨年1月20日の大統領就任から1年半。トランプ大統領の暴言・暴走は止まるどころを知らず、世界が彼の一手一投足に振りまわされてきた。

そのトランプ大統領が4月初旬、拡大を続ける対中貿易赤字に対し、「もう我慢ならん!」とばかりに、伝家の宝刀通商法スーパースーパー301条と合わせて、スペシャル301条も「抜く」と宣言した。米商務省が4月6日に発表した2017年の貿易統計によると、モノの貿易赤字は季節調整済みで5660億ドル、国別内訳では中国が断トツの3752億ドルで全体の約66%を占め、次いでメキシコ711億ドル(同13%)、日本688億ドル(同12%)となっている(スーパースーパー301条は日本も巻き込まれる形となっていました。日米問題は本稿では触れない)。

米通商法スペシャル301条とは、1974年通商法301条の知的財産権についての特別版であり、米国は長年に渡って

中国を優先監視国として指定してきたものの、様々な事情を踏まえ実際に発動することは控えて来た。そのスペシャル301条が、トランプ政権によってついに発動されることになるのか、中国による報復措置を含めて、世界が固唾を飲んで注視する事態となっている。

米国が、スーパースーパー301条及びスペシャル301条をチラつかせることによって、世界中の貿易相手国を威嚇し、この数十年に渡って自国の知的財産の保護に大きな役割を果たしてきたことは紛れもない事実である一方「WTO違反ではないか?」との強い国際的批判もある。

米国は、90年代から中国による知的財産権侵害を問題視してきており、北京大使館に専門家を最初に駐在させたのも米国であった。2001年、筆者が北京駐在時代に会った米国大使館担当者はUSPTOから派遣された弁護士資格を有する専門家であり、彼は中国の知財侵害について相当深い憂慮を示していた。当時、米国が問題視し

2017年米国のモノに係る貿易赤字(国別内訳)



今回のトランプ宣言は中国政府にとって「ついにこの時が来たか。」と言う思いに違いない。米政府は、今回のスペシャル301条発動の理由として「中国への投資に際し、中国は技術の開示を強要している。」

今回のトランプ宣言は中国政府にとって「ついにこの時が来たか。」と言う思いに違いない。米政府は、今回のスペシャル301条発動の理由として「中国への投資に際し、中国は技術の開示を強要している。」

と主張しているが、中国は改革開放政策のスタート時から、世界最大人口を抱える巨大市場を背景に「中国にとって重要な技術を開発する際は、必ず中国企業との合併でなければならぬ」と、「市場を開放する代わりには、技術を寄せよ」とする政策(先進国の足元を見た政策)を一貫して推し進めており、米国の主張は今更感が否めないものの、日米欧の産業界にとっては「よくぞ言ってくれた。」との思いも強いであろう。

今回のトランプ宣言に強い不満を示した中国政府は、外交部報道官を通じて「米国からの素晴らしいプレゼントに対し、返礼しないのは失礼にあたる。」として、豚肉やワインなど米国から輸入される128品目に對して最大25%の関税を課すと発表した。現在、米国と中国は泥沼の貿易戦争を避けるべく、様々な交渉を展開しているようであるが、本稿掲載時に、米中西国が世界を巻き込む甚大な正面衝突事故を起こしていないことを祈るばかりである。

○日高賢治弁護士 日高東亜国際特許事務所所長 特許庁技術審査委員、日本貿易振興会北京センター知財室長、特許庁特許戦略企画調整官を歴任後、独立。政策研究大学院大学客員教授、早稲田大学非常勤講師も務める。

電子文書の存在時刻証明に

さらなる安心をご提供します

(独)工業所有権情報・研修館
知財活用支援センター

タイムスタンプ 保管サービス

(独)工業所有権情報・研修館(INPIIT)では、電子文書の存在時刻証明の鍵となる「タイムスタンプトークン」(時刻認証業務認定事業者が時刻情報を付与して発行するファイル)を無料でお預かりする「タイムスタンプ保管サービス」を提供しています。知的財産戦略において技術情報の保有日時を証明するために民間事業者のタイムスタンプサービスの利用が広がる中、INPIITが提供する「タイムスタンプ保管サービス」の併用により、タイムスタンプトークンの紛失リスクが低減されるほか、ユーザの求めに応じて公的機関であるINPIITが発行する預入証明書により、その存在日時・非改ざん証明の信頼性を高め立証負担を軽減する効果が期待されます。

平成29年3月27日のサービス開始以来、多くの方に活用いただいております。INPIITによる本サービスの開始がタイムスタンプの本格導入に繋がったという声も寄せられています。

知的財産相談・支援ポータルサイト

産業財産権 営業秘密・知財戦略 海外展開の知財支援

セミナー情報 ここをクリック タイムスタンプ保管サービス

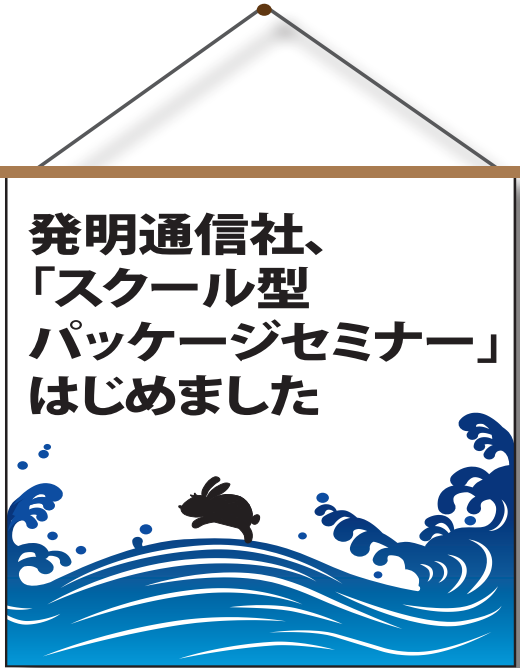
電子文書の存在証明の「鍵」
INPIITがお預かりします。
タイムスタンプ保管サービス

タイムスタンプ保管サービスについて
知財分野におけるタイムスタンプの活用事例

※本サービスでお預かりできるのはタイムスタンプトークンのみであり、電子文書自体はお預かりできませんのでご注意ください。

詳しいサービスの内容やセミナー等については「タイムスタンプ保管サービス」でお調べください。

INPIIT ホームページより



発明通信社に2016年から提供している「パッケージセミナー」というサービスがある。これは、リストから希望のコンテンツを選択いただき、その講師を各企業に派遣、資料の印刷等の準備も代行してしまおうというものだ。企業の知財部員にとって社内教育は重要な課題の1つであることは明白であるが、そこへの準備（テーマ選びから資料作成、講師選定など）にはどうしても骨が折れる。実際にセミナーを開催いただいたお客様にはリピーターも多く、年間スケジュールの中に組み込み、予定している企業も少なくない。

【今後の開催スケジュール】

7月20日(金) 14:00～16:30	特許調査入門～今日からできる！ 特許調査～
9月14日(金) 14:00～16:30	意匠制度の概要と活用のポイント
10月19日(金) 14:00～16:30	意匠権の価値
11月22日(金) 14:00～16:30	意匠調査・類否判断
2月15日(金) 14:00～16:30	知財実践講座～明細書考～



信社本社とし、お1人1万円（税別）でご興味だけだったコンテンツを選択し参加可能なセミナーを企画。「スクール型パッケージセミナー」と名付け、5月25日に初回を迎えた。初回のテーマは「特許入門」特許と知的財産部」。特許制度や権利取得の手続き、外国出願の活用方法といった基礎知識から

企業の知財業務の進め方、知財部員の動き方までを解説した。講師は鷺田国際特許事務所の佐川先生と元大手時計メーカー知財部長、現発明通信社調査課員の小峯（左）の2人体制。参加者には会議のように向かい合ってお座りいただき、資料とディスカッションを通して講師の経験を踏まえて知的財産体制や役員への情報提供の行い方、開発部門・

話を聞いていたのが印象的だった。

知財業務はその性質上、

内に秘めることが多くなりがちである。特に社外の人との交流は気を遣う部分ではあるが、セミナー終了後の感想の中で共通していたのは、自社のできていない部分とできていない部分があつた。特にできている部分、自分の業務方法は間違つていなかったのだという確証が持てたことは大きなメリットだったという声があつた。

近年、知的財産を扱ったセミナーは多いが、参加者にとつてその内容は理想の話であつて、業務改善のヒントにするには難しいこともあるのかもしれない。発明通信社のスクール型パッケージセミナーでは、そのようなセミナーからは一線を画し、受講後すぐに展開・実践できるような身近なお客様目線のセミナー開催を目指していきたい。



第一回セミナーの様子

INPIT タイムスタンプ保管サービスが始まって
一年が経過しています

発明通信社でも取り扱っているタイムスタンプ取得・管理サービス「ジーニアスノート」。代表に現状を伺う。

株式会社ジーニアスノート
粕川 敏夫

INPITタイムスタンプ保管サービスが始まって1年が経過しており、お客様からも多くのお問い合わせをいただいております。タイムスタンプは先使用権の保護をはじめとして、営業秘密の保護など知財分野で幅広く活用されています。

INPITのタイムスタンプ保管サービスが始まったことにより、タイムスタンプをただ取得するだけから、管理が重要な時代になつてきています。つまりタイムスタンプデータとINPITの登録データをそれぞれ紐付けて管理する必要があります。なぜなら、タイムスタンプのデータが非常に多くなると、いざタイムスタンプデータを使おうと思ったときに、そのデータがどこにあるのかわからない、などの問題が生じます。またタイムスタンプデータやINPITの登録データなどさまざまなデータ発生します。そのためこれを管理しておくことが非常に重要となります。

弊社の「ジーニアスノート」では、タイムスタンプを取得したデータと、INPITの管理番号等を紐付



けて管理ができます。

さらに、時間がかかるINPITへのタイムスタンプトークンの登録と、INPITが発行した管理番号・証明書などのデータの取り込みを自動的にできる「自動登録機能」をオプションで提供しています。これにより、「元ファイル名」、「ハッシュ値」、「INPIT保管状況（INPIT管理ID、タイムスタンプ有効期限、INPIT保管期限）」、「タイムスタンプトークン（TST）」、「預入証明書」をすべて紐付けて管理できます。

また、これらの登録したデータの技術分類をあらわす「タグ」設定や、ユーザ

ごとのタイムスタンプ取得状況をグラフで把握でき、社内のタイムスタンプ利用状況を一目で見ることができ

ます。

また最近、中国のタイムスタンプについてお問い合わせが多くなつてい

ます。ジーニアスノートでは、オプションで中国タイムスタンプを提供して

います。

弊社は、中国唯一のタイムスタンプ発行機関である「北京联合信任タイムスタンプ服务中心」と日本国内のタイムスタンプと同じ操作で、簡単に取得

ができます。

タイムスタンプは管理が重要です。「タイムスタンプを押したファイルどこにある?」「タイムスタンプデータと、

INPITデータがばらばらで、分からなくなった」などといったことが起きないようこれらのデータの管理が重要になります。

これらのデータを分類し管理することで、技術情報としてのより価値が出てくるのです。つまり、社内の隠れたノウハウや技術データ、それを生み出した「人」（人財）が見える化されることで、はじめて会社の「財産」となるのです。

営層に知的財産の会社への貢献として説明できるデータというと、特許などの出願件数、ライセンス料収入などのデータがありました。しかし、事業への知的財産の貢献は、特許などに見えるものだけでなく、これら目に見えないノウハウや、それを保有している「人財」を見える化することも大切な事業への貢献の一つとなると思います。そして、これらのことを企業の知的財産部で行なうことで、企業経営者の知的財産への理解が進み、企業内における知的財産部の地位も高くなると思っております。



日本にはすばらしい技術やそれを生み出す多くの人財がいます。これらを見える化し、皆様の会社の知的財産力を高めていくことが本当の意味での知的財産立国につながると思います。是非、皆さんの会社でも特許権や商標権などの権利とともに、これらの知的財産情報を管理し、資産化することで、知的財産に強い企業を創っていきましょう。そのお役に立てれば大変うれしく思います。